

居宅介護支援 運営規程



医療法人仁友会
居宅介護支援事業所
介護相談センターみやびの森

居宅介護支援運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人仁友会が設置する介護相談センターみやびの森（以下、事業所という。）が実施する居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、介護保険法令の趣旨に従い、介護保険等関連情報等を活用し、PDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努める。要介護状態にある利用者に対して居宅介護支援を提供することにより、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、前条の目的を達成するために、次のことを運営方針とする。

- ① 利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行う。
- ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないように公正中立に行う。
- ④ 事業の実施にあたっては、居宅サービス事業者、他の居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、介護保険施設、市町村等との連携に努める。
- ⑤ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
- ⑥ 指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。
- ⑦ 指定居宅介護支援の提供に当たっては、事業所の従業者によって行うものとし、第三への委託は行わないものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 医療法人仁友会 介護相談センターみやびの森
- ② 所在地 旭川市東旭川北1条4丁目89番地121

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所には次の職員を置き、職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(兼務) 主任介護支援専門員を配置し、事業所の職員の管理、利用の申し込みに係わる調整及び業務の実施状況の把握、その他業務管理を一元的に行うとともに、居宅介護支援事業の実施に監視、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- ② 介護支援専門員 1名以上 居宅サービス計画の作成、居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者又は第1号介護予防支援事業者、介護保険施設等との連絡調整、地域包括支援センターからの委託に基づく介護予防サービス計画又は第1号介護予防支援事業に係る計画の作成及び市町村からの委託に基づく要介護認定調査業務にあたる。

(営業日、営業時間及び実施地域)

第5条 事業所の営業日、営業時間及び実施地域は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日
但し、祝祭日及び12月30日から1月3日を除く。
- ② 営業時間 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時30分まで
- ③ 実施地域 旭川市（この地域以外の方でもご相談ください）

(居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 居宅介護支援の提供方法及び内容については、次のとおりとする。

- ① 提供方法 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」に従って実施する。
- ② 相談体制 相談を受ける場所は、事業所内又は利用者の居宅等とする。
- ③ サービス担当者会議
原則としてサービス担当者会議を開催し、居宅サービス計画の原案について、担当者から専門的な見地からの意見を求める。
また、利用者又は家族の同意を得た上で、個人情報の適切な取扱いを遵守し、テレビ電話装置等を活用しての会議を開催する。
- ④ 居宅訪問 少なくとも1月に1回、利用者の居宅等を訪問し、利用者に面接し、居宅サービス計画の実施状況等を把握する。
- ⑤ その他 利用者の自立した日常生活の支援のために必要なサービスの提供を行う。また、地域ケア会議における関係者間の情報共有に協力するように努める。

(利用料)

第7条 利用料は、介護報酬の算定方法に準ずる。

(勤務体制の確保)

第8条 事業所は、利用者に対して適切な居宅介護支援その他のサービスを提供できるように、職員の勤務体制を定めておかなければならない。

- 2 事業所は、職員の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。

(秘密の保持)

第9条 職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業所は、職員が退職後においても、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業所は、利用者又は家族の個人情報をサービス担当者会議等で用いる場合、又は居宅サービス事業者、他の居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等に提供する場合には、あらかじめ文書により利用者又は家族の同意を得ておかなければならない。
- 4 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り行い、事業所が得た利用者の個人情報は、事業所での居宅介護支援の提供に必要な場合に限って利用するものとし、又、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又は家族の了承を得るものとする。

(苦情処理)

第10条 事業所は、提供した居宅介護支援、又は自らが居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス等に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するなど必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第11条 事業所は、利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族、居宅サービス事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ④ 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(衛生管理等)

第13条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（6月に1回以上）開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ② 事業者における感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
- ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下業務継続計画という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第15条 事業所は、居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても、検証、整備する。

- 2 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか運営に関し必要な事項は、関係法令等に照らし合わせ、医療法人仁友会 介護相談センターみやびの森が定めるものとする。

(付則)

- 第16条 この規程は、平成28年6月1日から施行する。
この規程は、平成28年12月1日に一部改正する。
この規程は、平成29年1月1日に一部改正する。
この規程は、平成29年2月1日に一部改正する。
この規程は、平成29年4月1日に一部改正する。
この規程は、平成29年11月20日に一部改正する。
この規程は、平成30年4月1日に一部改正する。
この規定は、令和3年6月1日に一部改正する。
この規定は、令和5年4月1日に一部改正する。